

選定方法（案）について

【検討事項】

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会を非公募で選定することについて検討する。

公募の例外【京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針 P 6】

次のようなやむを得ない事情がある場合に限り、例外的な取扱いとして、公募を行わずに指定候補者の選定を行うことができる。

② その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

公募が市民サービスの向上及び経費の削減につながらないと考えられるため。

京都市男女共同参画センターを「非公募」により選定する理由

今年度に、施設レイアウト再編工事や民間事業者の入居が行われることで、運営環境が大きく変化するため、応募を検討する事業者が、施設の管理運営状況を物理的に確認できないことや、民間事業者入居前後の実務調整についても、施設運営に精通した現行指定管理者である公益財団法人京都市男女共同参画推進協会が担うことが最も効率的であるため。

なお、民間事業者入居後の運営実態（維持管理費や来館者動線、貸館稼働率の動向等）を把握し、次期公募に向けた仕様の最適化を図る検証期間を確保するため、指定管理期間を4年間から2年間に変更する。